

○地域おこし協力隊活動費補助金等交付要綱

(令和6年2月13日告示第2号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域おこし協力隊設置要綱(平成22年告示第19号)に基づく、地域おこし協力隊の隊員の活動に要する経費に対し補助金を交付することについて、和寒町補助金等交付規則(昭和45年規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、地域おこし協力隊設置要綱第3条の規定により任用された隊員とする。

(補助対象活動)

第3条 補助金の交付の対象となる隊員の活動(以下「補助対象活動」という。)は、地域おこし協力隊設置要綱第2条各号に掲げるものとする。

(補助対象経費及び交付限度額)

第4条 補助対象経費及び交付限度額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助金の額
前条の補助対象活動に要する経費 ・住居に要する経費 ・活動期間中の家賃(全額) ・活動用車両の借上費(月額15,000円) ・活動期間中の国民健康保険税及び国民年金保険料(月額1/2以内) ・活動旅費等移動に要する経費 ・作業道具、消耗品等に要する経費 ・関係者間の調整・住民や関係者との意見交換会・活動報告会等に要する経費 ・隊員の研修に要する経費 ・定住に向けて必要となる研修・資格取得等に要する経費 ・定住に向けて必要となる環境整備に要する経費 ・外部アドバイザーの招へいに要する経費 ・その他町長が必要と認める経費	補助対象経費を合算した額とし、1人あたり年間200万円を限度額とする。ただし、補助対象経費を町が支出する場合は、相当額を限度額から控除するものとする。

2 協力隊の活動支援団体等がある場合は、活動支援団体等に助成することができる。

(交付申請)

第5条 第3条の補助対象活動について補助金の交付を受けようとする者は、地域おこし協力隊活動費補助金交付申請書(別記様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 活動計画書(別記様式第2号)
- (2) 収支計画書(別記様式第3号)
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査し、交付の可否を決定し、地域おこし協力隊活動費補助金交付決定(却下)通知書(別記様式第4号)により、当該申請

をした者に通知するものとする。

(変更申請)

第7条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の掲げる事項のいずれかに該当するときは、あらかじめ地域おこし協力隊活動費補助金変更承認申請書(別記様式第5号)に第5条各号に掲げる書類のうち、変更のある書類を添えて申請し、町長の承認を受けなければならない。

- (1) 事業を中止しようとするとき。
- (2) 補助金の額が増額となる変更をしようとするとき。
- (3) 補助金の額の20%を超える減額をしようとするとき。
- (4) 事業内容の重要な部分を変更しようとするとき。

(変更決定)

第8条 町長は、前条の規定による変更申請があったときは、速やかに変更の可否を決定し、地域おこし協力隊活動費補助金変更承認(不承認)通知書(別記様式第6号)により、当該変更申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業の完了の日から30日以内に、地域おこし協力隊活動費補助金実績報告書(別記様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 活動報告書(別記様式第8号)
- (2) 収支報告書(別記様式第9号)
- (3) 精算金額が確認できる請求書及び領収書の写し
- (4) 実施写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の確定等)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、これを審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、地域おこし協力隊活動費補助金交付確定通知書(別記様式第10号)により、当該実績報告をした者に通知するものとする。

2 交付決定者は、前条の規定による額の確定後、補助金の支払いを受けようとするときは、地域おこし協力隊活動費補助金請求書(別記様式第11号)を町長に提出するものとする。

3 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、交付決定者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の額)

第11条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額の範囲内において町長が定める額とし、次の各号に掲げる当補助事業に係る隊員の当該年度における任期の期間の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額を上限とする。

- (1) 9月以上 200万円
- (2) 6月以上9月未満 150万円
- (3) 3月以上6月未満 100万円
- (4) 3月未満 50万円

(補助金の概算払)

第 12 条 交付決定者は、補助事業の実施にあたり概算払が必要な場合は、地域おこし協力隊活動費補助金概算払請求書(別記様式第 12 号)を町長に提出しなければならない。

第 13 条 町長は、前条の規定による請求に基づき概算払をすることを決定したときは、地域おこし協力隊活動費補助金概算払決定書(別記様式第 13 号)により交付決定者に通知するものとする。

第 14 条 概算払の支払いは、毎月 1 回行うことができる。

(精算)

第 15 条 交付決定者は、すでに概算払を受けた補助金に不用額が生じたときは、当該不用額を返還しなければならない。

2 精算の時期については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 上半期(4 月 1 日から 9 月 30 日): 10 月 10 日まで

(2) 下半期(10 月 1 日から 3 月 31 日): 3 月 31 日まで

(補助金の返還)

第 16 条 町長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があったときは、その全部又は一部について返還を求めることができる。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号(第 5 条関係)	地域おこし協力隊活動補助金交付申請書
別記様式第 2 号(第 5 条関係)	活動計画書
別記様式第 3 号(第 5 条関係)	収支計画書
別記様式第 4 号(第 6 条関係)	地域おこし協力隊活動費補助金交付決定(却下)通知書
別記様式第 5 号(第 7 条関係)	地域おこし協力隊活動費補助金変更承認申請書
別記様式第 6 号(第 8 条関係)	地域おこし協力隊活動費補助金変更承認(不承認)通知書
別記様式第 7 号(第 9 条関係)	地域おこし協力隊活動費補助金実績報告書
別記様式第 8 号(第 9 条関係)	活動報告書
別記様式第 9 号(第 9 条関係)	収支報告書
別記様式第 10 号(第 10 条関係)	地域おこし協力隊活動費補助金交付確定通知書
別記様式第 11 号(第 10 条関係)	地域おこし協力隊活動費補助金請求書
別記様式第 12 号(第 12 条関係)	地域おこし協力隊活動費補助金概算払請求書
別記様式第 13 号(第 13 条関係)	地域おこし協力隊活動費補助金概算払決定書